

この前の衆議院送付の租税特別措置法を衆議院が修正してこちらへ廻して来た時に、その修正点をまあ我々が修正をして衆議院へ送り返すというのが妥当でありましたけれども、何しろ会期が切迫したてでありまして、いろいろ租税特別措置法については、当面緊急に実行しなければならぬ問題が多々含まれておりましたので、この修正によつて手間取る、時間を要するということなどでは不合理でありますから、一応この修正部分は切り離したのであります。

条文的に申し上げますと、第七条の六、第一項各号列記以外のもの云々ということがありますのは、フェーバーを与える場合において、一次下請、二次下請、三次下請というふうなことになるので、フェーバーが同じ加工に対して何回もダブつて与えられるということはいけないうこととで、例えば百の加工といひまして、そのうち五十の加工を下請に出したという場合には、第一次メーカに対しては百マイナス五十の五十に対してフェーバーを与える。そうしてその第二次加工業者から委託を受けた加工業者は、五十の加工をやつたとしたら、その五十に対してフェーバーを与える。更に若しその第二次加工業者が三次の委託加工業者に出したとすれば、その五十のうち二十の二十の加工をやつたということになれば、その五十から二十を引いた三十が、いわゆる第二次加工業者がフェーバーを受けるべき基本数字になり、第三次加工業者は二十に対するフェーバーを受けるというように相成るようになつてゐる、この七条の六第一項云々の修正条文であります。

それから第七条の六、四項中「輸出業者」の下に、「その他命令で定める者」、これが今の中心事項でありまして、「輸出業者の委託を受けて行う輸出のための物品の加工」というふうな書きに追記したもので、今のメーカから委託を受けて加工したもので、その加工はこういうフェーバーを与えるに値する。ただこの点をその他命令で定める、その命令に委ねた点は、先ほど申し上げたように執行上いろいろ問題があるので、執行上問題の残らないものから命令で定めて行く、こういう措置にしたわけであります。

次の第七条の七第一項中云々ということ、当初に御説明したと同じ趣旨による修正であります。

以上提案理由並びに修正案文についての説明を終ります。

○委員長(大矢半次郎君) この際お諮りいたします。

先般来青柳委員等より御要求がありましたので、本日日本織物業同業協会会長大西太郎兵衛君、日本毛織物業同業協会会長遠山静一君の両名の出席を求めましたので、両名を参考人として意見を聴取することに御異議ありませんか。

○菊川孝夫君 それは結構で異議ございませんが、ちよつと私まだ議論がございまして、こちらへ行かなければならぬので、この際二分ばかり参考人の発言を求める前に発言を許して頂きたい、誠に途中で恐縮ですが。

○委員長(大矢半次郎君) どうぞ。

○菊川孝夫君 これは新聞でも皆さん御承知の通りに、私が当委員会におきまして何回か質疑或いは懇談の際にも申上げたのでございまして、保全経済

会その他の金融機関が必ず近き将来において問題を起すだろう。これは事前において調査して防ぐべきであるというところを申し上げました。これは銀行局長にも何回も質問したのですが、手は打てん。打つ意思がないのか、打てないのかというふうなこともそのときにまだ十分調査しなかつたのでありますけれども、これはこの国会におきまして今本当にもう問題になつてしまつた。けれどもこれを成るべく傷を小さくするために何らかの処置が必要ではなからうかと私は思うのであります。

大蔵委員会としてはこのまま、国会も開かれておりながら、こういう大きな問題が起きているながら、全然調査もしなければ又対策も講じないということ、は、我々としてもできないと思ひますので、この国会中に、法律案も余りないやうでございまして、一つ大蔵省のほうの銀行金融関係の者を呼んで聞くことも必要だし、場合によりましては警視庁であるとか、或いは検事局あたりでも調査内偵をしておるだろうと思ひますので、これは我々のほうでも専門委員会資料を求めまして余りない、資料は出て来ん。ところが法務省あたりでは或る程度の調査をしてゐるのじやないかと思ひますので、都合によつたらこれは秘密会でも結構だと思ひますが、これは或る程度突込んで検討して対策を、こんな大きな問題はすぐ立たんといひたしても、小委員会を設けてするとか、いろいろなことを一つ提案するわけでありまして、皆さんの御賛同を得たいと思ひます。

○森下政一君 只今菊川君の指摘されたことは、実は昨日この委員会の理事

打合会がありまして、その際に私からも発言したわけなんです。で、前国会の会期中には是非大蔵当局が集めておる資料についてだけでも、この類似金融機関について説明を聞きたいと何回も要請したと思うのですけれども、遂にその機会がなくて今日に至つた。殊に私は休会中に大蔵委員として前田委員と共に東北を租税並びに金融事情調査に歩いたのですが、行く先々で驚いたことは、東北方面の農村にこれが蔓延しておることは驚くべきもので、正常な金融機関に対して一つの脅威を与えておるだけではない、やがていつの日か必ずつまずきが来るに違ひない、その時に金融に対して比較的無知な農家というのは非常に深刻な打撃を受けるだろうということが恐ろられてゐるのです。これは私は十六国会において、これらについて大蔵委員会が希望を持つておりながら、手を付けることができなかったのを非常に手遅れだと思つて残念なことだと思つたのですが、休会中にも是非大蔵委員会を開いて何とかこれらの説明を聞きたいといふうな要望もしておつたのですが、いろいろ都合があつたと見えて到頭その機会を得なかつたのですが、これは私は只今も菊川君の御発言には全然同感でございまして。この何とかの処置を講ずる云々というお話がありました、その点は検討の上のことになると思ひますけれども、併しながらひとりで保全経済会と言ふと、これらの類似金融機関というもののについては、一応今日までの集まつておる資料に基いてでも検討して置く必要があるといふことを考えますので、是非委員長において今の御発言をお取上げになつて善処して頂き

ますように、切に希望いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め

只今菊川君及び森下君の御発言誠に御尤もでございます。至急理事会にお諮りいたしましたのでこの取計らいをいたしたいと思ひます。さよう御承知を願ひます。

○委員長(大矢半次郎君) これから参

考人のかたから意見を聴取いたします。大西太郎兵衛君。

○参事(大西太郎兵衛君) 私は日本

織物業同業協会の会長の大西太郎兵衛でございます。

今回輸出振興の一助といたしまして法人税の一部が改正されまして、租税特別措置法案におきまして私も輸出振興に携わつております染色業者にも、商社から委託されるところのものに對しましてはこの恩恵に浴することを得ましたことにつきまして、私どもに對します御同情に對し厚く御礼を申し上げる次第でございます。併しながら染色業は、紡績はアメリカから綿を入れたる糸に紡ぎ、又これを織りまして最終の仕上げをいたしまして、そうして海外に出すのでございまして、その最終の工程だけに非常に責任が重いのでございまして、我が国の貿易が繊維に重点が置かれております以上、その中の染色される加工のものは、繊維中の約六三%が含まれておるのでございまして。その内訳をいたしましては、大抵二十七年の一月から十二月中におきまして、輸出商社から

しお分りにくいかと存じますが、現行法で認められております方式が(イ)でございます。次に織布機屋さんが私どもへ依託加工をする場合、次に紡績業者が機まで自分でやつて我々のほうへ委託加工をする場合、次に紡績業者が機も染色整理も委託に出す場合、次の(ウ)は紡績業者が織布に委託を出して、織

○参考人 遠山靜一君 この輸入が比較的较多的ございましたのは、ボンドが過剩になりまして、政府のほうにおかれましたも羊毛の輸入につきまして比較的案に外貨が割当てられたということと、それを十分に消化するほど内地におきまして羊毛、純毛製品が非常に愛好されました、手編毛糸におきましても、毛織物におきましても、あらゆる面におきましてそういう関係であります。

けでありますが、やはり私どもは輸出関係から、恩典のあるのと、ないのとあるのが非常に困ると思つております。

○小林政夫君　特に業者の代表から御説明を願いたいと思うのは、大体こういうフエーバーを与えるということ、は、もと／＼異存はないわけなので、如何にして輸出品と内需品とを区別するかという点が問題なのです。それで

格をきめてやつておりますので、相当にはつきりいたすと思います。

○木内四郎君 小林さん、あなたの御説明だと、この前のような案で一応やりたいという理由は、区別がつかないということがその理由だということです。が、今のお話だと非常にはつきりついている、はつきりつき過ぎるほどついていると思うのだが、その点はどうですか。

くお打合せする必要があると思います
ね。

○山本米治君　ちよつとお伺いたし
たいのは、下請の又下請という關係
は、あなたのほうの業者にはないので
すか。

○参考人（大西太郎兵衛君）　私どもの
輸出關係の染色業者には、下請の下請
はございません。

○山本米治君　この間の主税当局が、

の下請なんかがかなり下請の下請があるということも言っておりましたが、この趣旨は要するに政令で定めることにしておるわけですから、はつきりトレイスのできるものから取上げて行く、こういう趣旨ですから、業態によつて一次、二次、三次、五次というふうに、甚だトレイスにくいものがあるれば、これはどうも止むを得ず指定を見合わしてもらいたい、はつきりした

ものから取上げてもらう、その措置は
挙げて執行当局に任そう、こういう修
正の趣旨なんです。

○山本米治君 ついでですからちよつ
と遠山さんにお伺いしたいのですが、
今年の八月六日からリンク制ができた
ために非常に輸出ができるようになった
のですが、ここではヤードである、
前には金額でありましたが、こちらのほ
うはあとのヤードだけで示してありま
すが、金額で行くとおおよそそれだけ
なるか。又輸出価格と内需価格との関
係を大さくつばなところをお示し願いた
い。

○参考人(遠山一君) このリンク制
によりまして輸出が増進いたしました
が、価格の問題におきましては輸出価
格が内需価格の六乃至七割程度の二重
価格という残念な状態であると存じま
す。ここには数字だけ、織物のヤード
だけ出してございましたが、これは前
年度との比較を出します場合に、数量
であります。こういう統計がございま
して出しよかつたので出しました。価
格につきましてもやつたのであります
が、こういう比較がはつきり出ません
でした。それで落しましたわけでござ
います。よく調査をいたしまして、価
格も併せて後ほど提出して頂きたい
と思ひます。

が、どれだけ輸出するとどれだけ原毛
の割当が来るようになっております
か。

○参考人(遠山一君) 大体輸出をい
たしますと、輸出したものに数量的
に三割くらい。いろ／＼ケースがござ
います。ものによりまして。大体三割
くらい余分な原料が入つて来るという
ようなことが大綱になつておるのであ
ります。それから全体の羊毛の輸入の
うちでリンクに使うのはどれだけとい
うと、それを優先的に取つて認めてし
まいますから、それが取られました残
りを設備で割るといふことになりまし
て、輸出をしない場合には設備割当
で内地で使えるというものは非常な勢
いで減つて参る、いわゆるもう事業が
成り立たないというところもございま
せん。でも、余ほど操業度が落ちると
いうものがございますので、必死に輸
出をするということになつたと思ひま
すが、それがだん／＼極端になりまし
て、ここで申上げることはいないと思
うのですが、先ほど申上げましたよう
に、二重価格という点はどうも感心し
ないのじやないかと思つております。
これはまあなんとか徐々に訂正されつ
つある方向へ行つております。

○山本米治君 このリンク制ができた
以後それまで殆んど輸出のなかつたも
のが輸出できるようになつたのです
が、今のようには三割の特別割当とい
うかリンク割当をもちつた場合には、前
とそろばん勘定では大さくつばなところ
でどうなるのございませうか。

○参考人(遠山一君) これは結局そ
ろばん勘定が日々の相場によりまして
動く、例えば内地が一万円札が出ると
いつた頃には千七百出いたしました。

○西川甚五郎君 この休会中だと思ひ
ますが、この税率を輸出業者の一分を
二分にするとか或いは率を上げまして
輸出振興策を講じたいといふことを通
産省で話しておるといふことを聞いて
おりますが、それで次の委員会におき
まして、いつもこの委員会には通産省
から課長級の人が殆んど出て参つてお
りますから、ここにすべての角度から
検討する上におきましては、当該の局
長級の人をお呼び頂いて全体的に検討
して見たらと思ひます。御了承願いた
いと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) そのように
取扱います。

○委員長(大矢半次郎君) ほかに質疑
がなければ次に協同組合による金融事
業に関する法律等の一部を改正する法
律案を議題とし、先ず提出されました
資料について政府から説明を聴取いた
します。

○説明員(河野通一君) 先般前国会に
おいて当委員会から要求を受けました
資料をお手許にお配りしてございま
すが、この資料について御説明を申上
げます。

この資料は今年六月末における全国
の五百六十一の信用組合、信用金庫法
施行法施行の際に現存いたしました信
用協同組合であつて、組合のまゝに残
存いたしましたもの、これが七十二組
合及び改正後の信用協同組合として新
たに事業の認可を受けたもの、これが
二百二十七組合、これらにつきましては
その財政上及び都道府県別の分布状況
並びに同月末現在におけるそれ／＼の
出資金、預金等について調査いたした
ものであります。信用金庫残存組合と
申しますか、要するに信用金庫法が施
行されます前から信用組合としてあ
つて、そのまま現在信用組合としてと
どまつておるもの及び新設の信用組合
について、これが資料を集計いたしま
したものを、預金について申上げま
す。

信用金庫五百六十一組合の預金の総
額が千六百四十一億五千五百万円、そ
のうちの組合員の、会員の預金が八百六
十八億、これが五三％にございます。総
預金の五三％、それから員外預金、員
外預金は御案内のように入／＼ござ
います。これを合計いたしますと
七百七十三億五千四百万円、四七％
、こういうことになつております。それ
から信用金庫法施行前からありました
信用組合で、信用組合として残つてお
ります七十二組合の預金総額が五十九
億三千五百万円、そのうちの組合員の預
金が四十四億六千八百万円、七五％で
あります。員外の預金が二五％で金額
は十四億六千七百万円、これは御案内
のようには信用協同組合は員外預金を扱
えないことになつておりますが、残存
組合につきましては、過去において員
外預金も経過的には扱へることになつ
ておりました。これが六月以降員外預
金が扱へないことになりましたが、経
過的に残つておりますものがあ
ります。それから地方公共団体とか、事業

協同組合の非営利法人、或いは組合員
の親族等からの預金は員外でありまし
てもこれを認めて参つております。そ
で、これらの預金が今申上げましたよ
うに、合せて二五％になります。それか
ら信用金庫法ができたのちに、府県の
許可によりまして新設されました組合
が二百二十七組合ありますが、これら
の預金総額は百十三億五千七百万円、
組合員の預金が九十九億九千九百
円、パーセンテージにいたしまして八
八％、員外預金は今申上げましたよう
に非営利法人でありますとか、組合員
の家族でありますとか、そういった者
からの預金、或いは地方公共団体から
の預金等があるわけでありまして、こ
れらを合せて金額で十三億六千五
百万円、パーセンテージで約一二％、
こういうことになつておるわけであ
ります。この数字でおわかり願いま
すように、残存組合の員外預金というも
のは、その半額は地方公共団体その他
営利を目的としない法人の預金であり
ます。これらを除いたその他の員外
預金、これは預金総額の一二・五％に
相成つておるわけでありまして、これら
の中には先ほど申上げましたよう
に、過去において本来の員外預金を扱
えることになつておつたのであります
が、この預金がまだ経過的に残つてお
るというやうなものも若干ございま
す。これは六月の経過期間が残つてお
るわけでありまして、それから新設の組
合の員外預金につきましては、今御説
明申上げましたように、本来の員外預
金というものはないわけでありまし
て、大部分は組合と生計を同じくする
親族とか、そういった者の預金が大部
分であります。そのほかに若干地方公

共同体等からの預金もござりますが、これは金額的にも極めて僅かでありまして、こういうふうな数字に相成つておるわけでありまして、非常に詳細な資料をお手許にさし上げましたが、却つてここに御説明申し上げました、却つて複雑かと思ひますので、その集計として出て参りました数字だけを申し上げておきます。

○小林政夫君 議員立法で提案されておるけれども、趣旨は信用協同組合の員外預金も扱ふという趣旨ではないかと思ひます。これに対する銀行局長の見解を承りたい。

○説明員(河野通一君) 前国会に提案されまして、衆議院を通過し、参議院のほうに送付されて御審議のまゝ継続審査という事になりました。本日に至りました信用協同組合法の改正であります、その趣旨は二点あると思ひます。

第一点は、信用協同組合にも本来の意味の無制限な員外預金を扱ひ得るようにするという点と、もう一点は、この監督所管を従来の県知事の下にありましたものを、大蔵大臣のほうに上げろという点と、この二点のようによつて、この問題に関する私どもの意見は、先般の国会でも申し上げましたことですが、第一点につきましては、信用金庫という制度ができました上におきましては、信用協同組合と信用金庫との差異は、員外預金を扱ふか扱ふないかという事によつてきまつてゐるのであります。この信用金庫の制度ができた後におきまして、信用組合につきましては員外預金をこれは認めるということでありましたら、信用金庫と信用組合とは何ら実質的に差異はな

い。金融制度自体として非常に妙な形に相成るわけでありまして、私どももいたしましては、そういう改正には賛成をいたしかねるという事であります。それから第二点の大蔵大臣の所管にこれを移すという点でござりますが、この点につきましてもいろいろ御意見もあるかと思ひますが、現在府県知事の監督の下にできましたものを、そのまま私どものほうで引受けますという事になりますという事、なかなかその内容その他につきまして新らしい観点から検討を加えなければならぬという問題もあるかと思ひます。これらの点につきましても今後かに私どもとしましては賛成ができればいいという状態でありまして。

然らば一体大蔵省はどういうふうな対策を持つてゐるかということに相成るかと思ひます。私どもの考へておりますところは、現在の信用協同組合のうち内容、実質その他が相当堅実なものであつて、信用度の高いものにつきましては、これをできるだけ信用金庫に簡易に転換できるような道を開いて、差支えない限りこれを信用金庫にする、そういう道を簡易に開いて、そういう事によつて内容、実質のよく整つておりますものにつきましては、員外預金を扱ふことができる、つまり信用金庫となつて員外預金を扱うことができるような道を開く、こういうような立法をいたしたら如何かと考へてゐるのであります。従来から御案内のように、信用金庫法施行前からありました信用組合につきましては、一定の期限を限つて簡易に信用金庫に転換できる便法を取つて参つたのでございまして、その便法が本年の六月で

切れた。従いまして、今後あの法律を改正いたすことによつて、過去の信用金庫法施行前からありました信用組合のみならず、信用金庫法施行後にできました新しい信用協同組合につきましても、このうち只今申し上げました条件を満たすものにつきましては簡易に信用金庫になることができる、こういう法律改正を御提案申し上げては如何かと考へておりますが、なおこの点につきましては正式に私も政府内部の決定を経るという段階まではまだ参つておりません。皆様方の御意見も伺わせて頂きながら、そういうことが適當であるという事になりましたら、正規の手続を踏んで法律改正の措置をお願いいたしますことになりまして、この次第であります。ただ今回の国会は、私も承知いたしておりますところでは、補正予算の關係を中心とした極く短期の国会のうちに伺つておりますので、時期の問題といたしましては、できるならばこの短期の国会でなく、來たるべき通常国会においてそういう措置が若し適當であるとすれば、そういう措置をとるのがいいのではないかと、うふうに私は考へておりますが、これらの点につきましても各委員のお考えをお聞かせ願ひたい、かように私は考へておる次第であります。

○森下政一君 今の銀行局長のお話を承つておると、信用金庫法施行前からありましたが、それと、それでこの六月までの便法というもののによつて金庫に転換しなかつたもののみならず、金庫法施行後において設立された信用協同組合といへども、その信用度の高い内容の整つたものについては法律を改正して簡易に金庫に転換し得る

ような途を開くということが一つの方法のようになつておる話のようによつて聞いたのですが、そうだとすると、取りよつておるものは信用度の高い内部の整理になると、転換することのできなかつて残るいわゆる信用協同組合なるものは、信用度の低いのだ、およそ金融機関としては甚だ頼りないものではないかと思ひます。これはその信用度が高い、内部が整つておる、そういうものも信用協同組合で残存して、果すべく特殊な使命を持つておるということなら納得ができるのです。信用度の高い内部の整つたものであるならば、これは金庫にしてやろう、それで金庫になり得ないものというものは、そうならつて來ると世間から考へてみると甚だどうも金融機関としてはおぼつかないものであるというふうな印象を受けることになつて、これは私はどうなんだろうというふうな感じがするのです。それで信用協同組合といういわゆる従来の信用組合なるものは、或いは職域において、或いは地域において一つの組合を結成して、組合員として構成してあるものの相互援助というふうなところの主眼を置いた一つの特殊な使命を持つた金融機関なんだから、その本来の使命に向つて發展して行くべきで、その發展を助成してやるというふうな姿に行くのが本来じゃないかという印象を受けるのですが、どうでしょう。

○説明員(河野通一君) 私申し上げましたのが少し言葉が足りませんでありますが、私の申し上げましたのは、今お

話のような趣旨で実は申し上げておるものであります。つまり例えば今お話のありました通り、職域の組合等につきましては、これは如何なる場合においても私は信用組合として残るべきものだと思います。これは金庫になるべきものではないと私は思ひます。従つて、それは職場の人々が集まつてお互いの預金をし、それからお互いに金を借りる、こういうものがたくさんできておりますが、そういう職域組合と申しますか、そういうものは私はやはり組合という形で行くべきものだと思います。従いまして、これらのものは如何に信用度が厚くとも、私はやはりむしろ信用金庫になるべきものではないと考へます。又地域組合の中におきましても、本當の意味の組合員相互の協同組織だといふ考え方を徹底いたして参りますものにつきましては、これは員外から預金を集めるという事は必要がないと思ひますから、こういうものは如何に信用があつても、私は信用組合として残りたいというかたは残さるべきものだと私は考へております。従いまして、私が今申し上げましたのは、員外預金を扱ふというふうな意味において信用金庫になりたいては、すべての信用協同組合についてこれを信用金庫にするという事はなかなか、むづかしい、その場合にはやはり員外預金も扱ふという事に相成るのでありますから、その内容とか、やはり資金量とか、いろいろなことをやはり見て、信用度を見て員外預金を扱つても差支えないようなところまで來てゐるかどうかということを見なければならぬ、こういうことを申し上げておる

のであります。併しこれも勿論程度問題でありまして、員外の預金を扱ひ得るだけの信用度とか、内容が整つておるかというこの見方につきましては、これはいろいろな観点から見方があるのでありますけれども、方針としては、やはりそういうふうな考え方で行くべきではないか、ただその場合の選考の基準をゆるやかにするか、厳しくするかという問題は、それは別途にいろいろ考えなければならぬ問題である、かように考えている次第でございます。

○小林政夫君 この商工中金と信用協同組合とのまゝつながらの現状ですが、一つアウト・ラインを話して下さい。

○説明員(河野通一君) ちよつと手許に数字を持っておりますが、商工中金と取引を持っております信用組合の数は相当数に上つております。いくらかぐらいでございますが、百までは行つていないと思ひますけれども、相当数の信用協同組合と商工中金との関係ができております。具体的にやはり商工中金を通じていろいろな貸出資金を仰いでいるとか、或いは預金も場合によつてはしておりますけれども、大体どちらかと言へば貸出資金を仰ぐというふうな、それから最近これらの信用組合は商工中金へ政府が指定預金をして、その指定預金の一部をこれらの信用組合に再預託をする、こういうふうな形をとつて商工中金と、これらの信用組合とのつながりを密にして行くという方向に指導いたしております。

○松永義雄君 信用組合の業務というのはどれくらいの範囲に及ぶのですか。手形の割引とか交換、貸付、どう

いう程度のものでですか。

○説明員(河野通一君) 融資面におきましては、信用組合と信用金庫とは殆んど変わりございません。これは手形の割引とか貸付とか、担保の問題、これは一般の金融機関に通ずるのでございませう。融資面においては先ほど申しましたように、信用金庫は員外預金の問題も自由に扱う、信用協同組合は限られた範囲しか見ない、これが信用組合と信用金庫の主たる相違でございます。

○松永義雄君 信用組合はやはり組合員に配当というふうなことをするんですか。

○説明員(河野通一君) 組合員は出資をいたしておりますから、これを信用金庫における組合員と信用組合における組合員とは、出資者という立場は同じでございます。その組合が非常に非常と申しますか、収益を上げて参りますれば、それは営利組織ではないのですから、できるだけ出資者とか、そういうものに還元すると共に、出資者の全体の収益に寄与するようにして行く、これは私は組合員全体の利益に寄与するということとは、必ずしも出資者配当を厚くするということがないの、或いは余裕があれば貸出の利率を下げる、或いは割引利率を下げる、そういういた出資者全体に利益を均霑するといふふうに進んだらいいのではないかと。現に配当をしていられるものも相当ございませう。

○松永義雄君 大体において信用組合の業績はどうですか。

○説明員(河野通一君) 信用組合の中にもいろいろございませうが、まあ大部

分その業績は非常に悪くて心配だといふものは先ずございませうし、その中にもやはり経営のやりかたが非常に堅くやつておりますもの、或る程度レベルと申しますか、そういうものもございまして、程度の差はございませうけれども、今すぐ預金を払えないというふうな状態に追い込まれていられるようなものはございませう。

○小林政夫君 この商工中金とのつながりの現状を大体の御説明があつたのですが、この員外預金を信用協同組合が無制限に扱うことによつての商工中金との利害得失、こういう点ですが、その信用協同組合が今のお話では専ら商工中金から金を流してもらうケースの話があつたが、逆に或る程度余裕金を預金して、そのためには員外預金もやつて、どん／＼商工中金の手足となつて預金吸収をやる。こういうふうな事例はありませうか。

○説明員(河野通一君) ちよつとその事例というお話であります。大体やはり借入なり、資金を商工中金から仰ぐといふふうなことが、今のような経済状態から見ると、各ケースとしては多いのじやないか。併し例外的に預金をいたしておりますものが全然ないわけではございませう。所属組合が、今わかりましたから数字を申し上げますと、八十四組合でありまして、商工中金に対する出資額四百九十九万円、極く僅かな出資額であります。預金が一億二百万円、貸出金が、貸出金と申しますか、借入金つまり商工中金からの貸出金が四億五千七百万円、こういう数字になつております。この数字から御覧頂いても大体預けるよりは商工中金から借りるというほうが多いといふこ

とがわかり願ふと思ひます。

○森下政一君 河野さんにもう一つ。今小林さんからも似たような御質問があつたと思うのですが、銀行局長は、端的に結論を言へばこの法律には反対だということですね、員外預金を扱うということには……ところが商工中金なんかは信用協同組合というものが商工中金の下部組織のように考えられて、取引関係がいろいろあるからかも知れませんが、員外預金をむしろ許すべきだ、扱ふべきだというふうな考え方があるやに聞いておりますが、先般銀行局長の配慮を煩わして商工中金の大阪市支所を尋ねたいと思つたのですが、これに対しては信用金庫のほうではどことどこと排撃しております。一貫して排撃しております。併し信用協同組合のほうは当然我々に許すべきだ、員外預金を取扱うというふうなことで世間に横行している閑金庫といふものを排除することによつて、いかかというものを拡大することによつて、いかにわしい閑金庫といふものを撲滅することができるのだというふうなことを言う、皆でんでにそれ／＼のことを言うのですが、非常に奇異に感じましたことは、銀行局長の考え方にいかかわらず、商工中金がむしろ許すべきだといふふうな考え方をしておられるという、一体その考え方は何に拠しておられるのかというのを私は知りたいたと思ひます。ちよつと時間的な余裕がなくてよう確かめておらんのですが、これをどう考えておられますか、大蔵省としては……。

○説明員(河野通一君) 商工中金が信用協同組合に員外預金を認めるべしといふような意見を持つておる、少く

とも商工中金全体として持つておるといふことは私は初耳でございまして、聞いておりません。ただ想像いたされまますことは、これは今小林委員からもお話がありましたように、信用協同組合と商工中金とつながりを持つておりますから、商工中金自体がなか／＼資金の集まりが悪いといふことは御承知の通りでありまして、そういういたしますと、言わば一種の系統機能的につながつていられるものが、少しでも資金量が殖えるような仕組みになれば、勢ひ間接には自分のほうへ廻つて来るものも多からうといふような意味から、それは認めてもらへば、自分のほうへ上つて来るものが多いかも知れんから望ましいといつたようなことが、まあ強いて言へば想像できますが、これは商工中金全体として、個人として商工中金の個人の意見は知りませんが、商工中金全体としてそういう法案の解釈が望ましいといふことを聞いたことは全然ございませう。

○小林政夫君 次回の審議の時に、商工中金の代表者を参考人として出席してもらつて意見を聞きたい。

○委員長(大矢半次郎君) 承知いたしました。

○松岡平市君 結局金庫と組合というものは差異が少な過ぎる。すでにこれは衆議院で一応組合の員外預金と認める法律を通して来ているわけですが、今の銀行局長のお話のままだと、これはいつまで経つてもその根は絶たないのだ、金庫と組合とは別だ、員外預金を認めるか認めないかがその主要な差点である、これは了承しますが、それにはやはりそのほかのことで金庫と組合とをもう少し色を変えて、金庫を、い

れも産業組合からスタートしたもので
すから、もう少し金融機関らしい形に
変える。組合員と会員とが同じ昔のま
まの形であるということから変える。
金庫と組合との間にもう少し明らかな
差別をつけるというような意思をお持ち
にならんかどうか、そういうことを
しなければ、この問題はいつまで終つ
ても繰返されて来ると思うのだが、そ
の点について御見解を聞いておきた
い。

○説明員(河野通一君) これは松岡さ
んも御承知の通り、金融制度と申しま
すと、その仕組みを制度の上に区別
するということはない、むしろむしろ
問題だと思ひます。例えば最近当委員
会でもいろいろ各委員から御質問があ
りましたように、一体銀行と相互銀行
とはどこが違うのかという議論もいろ
いろ出てゐるわけでありまして。更に進
んでは相互銀行と信用金庫とは一体ど
こが違うのかという御議論もありま
す。これは私もたゞ、御説明申
上げてありますが、相互銀行と銀行と
は違う。信用組合と信用金庫とはその
組織から言つても業務の内容から言つ
ても違うという観点に立つております
が、信用金庫と相互銀行との差は、員
外預金が扱えるか扱えないかというこ
とと、それから監督権が県知事にある
か大蔵大臣にあるかという二点だと思
ひます。後者につきましては先ほど来
私の意見として余りはつきりした結論
を申し上げなかつたのですが、この二つ
は或る意味においては相互に関連して
ゐる、員外からの、一般外部からの預
金を集めるということになりますと、
やはり程度の問題でございまして、
やはり大蔵大臣としては見て行か

なければならぬ。併し組合員とい
うお互に出資をしたいわば内輪の人だけ
の預金を扱う、そうしてお互いの間で
集つた金を貸すという仕組みなら、こ
れはまあ程度の問題ですけれども、大
蔵大臣の監督まで持つて来る必要はな
いのじやないかという考え方で、この
二点は両者関連いたしてありますけれ
ども、私は信用金庫と信用組合の制度
は、この二点の差違によつて、制度と
してはかなりはつきりいたしてゐる。
それ以上に更にはつきりさせるという
ことになりまして、ちよつと今思いつ
くような具体的にどういふふうなこ
とで、仮にもう少し差異をはつきりつ
けることがいいと思ひました。さて
どういふふうな方法で差異をつけたら
いいかというところは、ちよつと私にも
思ひ浮ばないのではありません。更に勉強
はいたしてみたいと思ひます。けれど
も、大休金融制度というものができて
参りました元から言いますと、経緯を
辿りながら一つのあるべき姿にだんだ
ん来ておるような次第でありまして、
大休私としては信用金庫と信用組合と
の間には、一つの制度として線が引か
れておるものと私は解しておるのであ
ります。

○松岡平市君 例へば信用金庫にお
いては、決議権というふうなものを取扱
うというふうなものでも、まだ考慮の
余地はあると思う。組合はこれは産業
組合、市街地信用組合の一番そもそ
から、持分の如何にかかわらず、組合
員は決議権は一票、大休信用金庫でも
まだ今でもなおそういう形であらうと
思ひますが、そういう面においても、
私は決議権というふうなことに
て、これはだん／＼おつしやる通

り、もと／＼これは初めは両方とも信
用組合であつて、それが少しずつ時勢
と、それからそれらの機関の性質の変
化に応じて變つて来た。すでに信用
金庫なるものは、員外預金を認めた
点において、並びに今おつしやつたよ
うな大蔵省の大蔵大臣の監督下にある
ということにおいて、相互扶助機関と
いうものから一般の金融機関に大変近
付いて来たといふことなのです。そし
て組合は依然として相互扶助、産業組
合の一番初めの精神のところにあると
いふわけでありまして。そこで、やはり
その決議権というふうなもの、その
他、私は御研究下さればまだあると思
うのでありますが、そういう点におい
て、もう少し片一方を金融機関らしい
形に近付けて行くということで、私は
区別をなさらないと、片一方が大蔵大
臣の監督下にあるかどうかということ
を、現にこの改正案においても、大蔵
大臣の監督下に移ろうといふことを言
えば、それでいいわけでありまして。で
すから、私は、そこにもう少し考
慮の余地がありはせんかと思ひ
ます。

○説明員(河野通一君) 研究いたしま
す。

○委員長(大矢半次郎君) ちよつと速
記をとめて。

午後三時二十四分速記中止

午後四時七分速記開始

○委員長(大矢半次郎君) 速記をつけ
て。都合により本日はこれを以て散会
いたします。

午後四時八分散会